

Newsletter

東北地方太平洋沖地震に関連する税務上の 諸取扱いについて

Contents

1. 義援金を支出する場合の取扱い
2. 災害を受けた取引先に対する支援の取扱い
3. 災害を受けた従業員等に対する災害見舞金等に係る取扱い
4. 自社製品等を提供する場合の取扱い
5. 義援金等の募金活動を行う場合の取扱い
6. 申告期限の延長等

この度の東北地方太平洋沖地震により被災された皆様方には、心からお見舞い申し上げます。

皆様方の安全と、被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

本号では、東北地方太平洋沖地震に係る義援活動に関する税務上の取扱い及び同地震に関連して国税庁等から公表されている情報についてご紹介します。

1. 義援金等を支出する場合の取扱い

法人又は個人が東北地方太平洋沖地震に関して支出した表1に掲げる義援金等については、税務上の優遇措置（寄附金控除等）の対象になります。

（表1）税務上の優遇措置の対象となる義援金等の例

寄附先		内容
①	国又は地方公共団体	直接寄附した義援金等
②	日本赤十字社	直接「東北関東大震災義援金」口座へ寄附した義援金
③	新聞・放送等の報道機関	直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
④	社会福祉法人中央共同募金会	直接「各県の被災者の生活再建のための基金」として寄附した義援金等
⑤	社会福祉法人中央共同募金会	直接「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」（平23.3.15財務省告示第84号）として寄附した義援金等
⑥	①から⑤以外（NPO法人や民間ボランティア団体等向けの寄附金等）	寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの

（1）税務上の取扱い

① 法人の場合

支出した義援金等の額の全額が損金の額に算入されます。（法37③）。

② 個人の場合

支出した義援金等の額は寄附金控除の対象となり、平成23年度分の所得税の確定申告においては、以下の算式により計算した金額を所得の金額から控除することができます（所法78①②）。

（寄附金控除額）

以下①又は②のうち少ない方の額－2,000円

① 所得金額×40%

② 義援金等の額

（2）税務上の優遇措置を受けるための手続き

支出した義援金等につき税務上の優遇措置を受けるためには、以下①又は②の手続きが必要になります。

① 法人の場合

確定申告書の別表14(2)（寄附金の損金算入に関する明細書）に義援金等に関する事項を記載し、義援金等を寄附したことが確認できる書類（注1）を保存する必要があります。

② 個人の場合

確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載し、義援金等を寄附したことが確認できる書類（注1）を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

（注1）義援金等を寄附したことが確認できる書類

- ▶ 国や地方公共団体の採納証明書
- ▶ 領収書
- ▶ 募金団体が発行する預り証
- ▶ 日本赤十字社や中央共同募金会の「東北関東大震災義援金」への寄附を郵便振替で行った場合には、郵便窓口で受け取る半券（受領証）

なお、募金箱への義援金は、これらの書類が発行されないことから、税務上の優遇措置の対象とはなりません。

2. 災害を受けた取引先に対する支援の取扱い*

法人がその得意先等に対して売掛金等の債権を免除等した場合に、その免除等をしたことに合理的な理由がなければ、原則的にはその得意先等に対して寄附金又は交際費等を支出したものとして取り扱われることになります。

しかし、得意先等が被災した等の事情がある場合には、売掛金等の債権の免除等が得意先等の復旧の支援を目的として一定期間内に行われたものである限り、寄附金又は交際費等には該当しないこととされています。

具体的な取扱いは、以下表2をご参照ください。

(表2) 売掛債権等の免除等の取扱い

	売掛債権等の免除等 (法基通9-4-6の2、措通61の4(1)-10の2)	無利息貸付等 (法基通9-4-6の3)	災害見舞金等 (措通61の4(1)-10の3)
内容	法人が、災害を受けた取引先(注2)に対して売掛金、未収請負金、貸付金その他これらに準ずる債権の全部又は一部を免除した場合	法人が、災害を受けた取引先(注2)に対して低利又は無利息による融資をした場合	法人が、災害を受けた取引先(注2)に対して災害見舞金を支出し又は事業用資産の供与又は役務の提供を行った場合
取扱い	免除による損失の額は、寄附金又は交際費等に該当しないものとされ、全額損金の額に算入されます	通常収受すべき利息と実際に収受している利息との差額について寄附金としての認定課税は行われず、全額損金の額に算入されます	これらに要した費用は交際費等に該当しないものとされ、全額損金の額に算入されます
目的	災害を受けた取引先の復旧支援		被災前の取引関係の維持、回復
期間	取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間内		

(注2) 取引先とは、以下の相手先をいいます。

- ▶ 得意先
- ▶ 仕入先
- ▶ 下請工場
- ▶ 特約店
- ▶ 代理店
- ▶ 上記のほか、実質的な取引関係にあると認められる者

(* 参考資料：税務研究会出版局「法人税基本
通達逐条解説」五訂版)

3. 災害を受けた従業員等に対する災害見舞金等に係る取扱い

(1) 災害見舞金

法人及び事業を営む個人(以下、「使用者」)が、災害により被害を受けた自己の従業員等若しくは自己の従業員等と同等の事情にある専属下請先の従業員等又はその親族等(以下、「従業員等」)に対して支給する一定の災害見舞金については、その支給を受けた従業員等において所得税は非課税となるため、支給する使用者において源泉徴収をする必要はありません(所基通9-23)。

また、使用者においては、その支給する災害見舞金品の額は、福利厚生費として損金の額に算入されます(国税庁「災害に関する主な税務上の取扱いについて(3)」平成23年3月24日)。

(2) 無利息又は低利率貸付け

使用者が災害を受けた自己の役員又は使用人に対し金銭を無利息又は低利率で貸し付けたことにより、その貸付けを受けた役員又は使用人が受ける経済的利益で、以下の要件を満たすものについては、所得税は非課税として取り扱われます(所基通36-28)。

- ▶ 災害により臨時的に要することとなった多額な生活資金に充てるための貸付けに係るものであること
- ▶ その貸付けの返済に要する期間として合理的と認められる期間内に受ける経済的利益であること

また、貸付けを行う使用者においては、その経済的利益が上記の非課税として取り扱われる要件を満たし、かつ、給与として経理しなかったものであるときは、給与としては取り扱われません(法基通9-2-10)。

4. 自社製品等を提供する場合の取扱い

法人が不特定又は多数の被災者の方々を支援するために緊急に行う以下の提供に要する費用の額は、寄附金又は交際費等には該当せず、その原価の額は法人税の所得金額の計算上、損金の額に算入されます（法基通9-4-6の4、措通61の4(1)-10の4）。

- ▶ 自社製品等の提供
- ▶ 法人名が表示されていない物品や他から購入した物品のうち一定のものの提供
- ▶ 法人の業務がサービスの提供である場合の役務の提供
- ▶ 法人の社宅や研修所等の提供

5. 義援金等の募金活動を行う場合の取扱い

募金団体が受ける義援金等が、最終的に国や地方公共団体に拠出されるものであることが新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかにされており、そのことが税務署において確認できれば、上記1、表1⑥の義援金等に該当するものとして取り扱われます。

詳細は、国税庁「国等に対する寄附金又は災害義援金等に関する確認事務について（事務運営指針）（平成14年2月25日課法2-3ほか）」をご参照ください。

6. 申告期限の延長等

(1) 青森県、岩手県、宮城県、福島県又は茨城県に納税地がある場合

① 申告期限等

- ▶ 平成23年3月11日以後に到来する全ての国税に関する申告・納付等の期限が延長されました。
- ▶ 平成22年確定申告分の振替納付日も延長されます。
- ▶ 申告期限等がいつまで延長されるかについては、今後、被災された方の状況に十分配慮して検討されるとのことです。

② 還付金の支払について

- ▶ 東北地方太平洋沖地震による災害により、通常の執務体制が確保できない税務署においては、還付金処理が迅速に行えない場合があるとのこと。

詳細は、国税庁「東北地方太平洋沖地震により多大な被害を受けた地域における申告・納付等の期限の延長の措置について」（平成23年3月15日）をご参照ください。

(2) 上記(1)以外の都道府県に納税地がある場合

- ▶ 上記(1)以外の都道府県に納税地がある場合であっても、東北地方太平洋沖地震により納税者が家屋等に損害を受ける等の直接的な被災を受けたこと等により申告等を行うことが困難であるときは、申告等の期限延長が認められました。
- ▶ この場合、状況が落ち着いた後、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」に必要事項を記載し、税務署に提出する必要があります。

詳細は、国税庁「交通手段や通信手段の遮断又はライフラインの遮断などによる申告・納付等の期限延長について（東北地方太平洋沖地震関係）」（平成23年3月14日）をご参照ください。

本号は、平成23年3月24日現在の法令等に基づいて記載しています。今後の法改正等によって、取扱いが異なることとなる可能性がありますことをご了承ください。

本号に記載していない、「災害により滅失・損壊した資産等」、「復旧のために支出する費用」、「災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等」、「取引先に対する災害見舞金等」等の取扱いについては、以下をご参照ください。

- ▶ 国税庁 「災害に関する主な税務上の取扱いについて」平成23年3月22日
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/atsukai/index.htm>

義援金関係

- ▶ 財務省 「平成23 年東北地方太平洋沖地震等に係る指定寄附金の指定について」平成23年3月15日
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/230315shiteikifukin.pdf>
- ▶ 国税庁 「東北地方太平洋沖地震に係る義援金等に関する税務上の取扱いについて」平成23年3月18日
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/gienkin.pdf>
- ▶ 国税庁 「募金団体を通じた義援金等に係る税務上の確認手続きについて」平成23年3月15日
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/gien/index.htm>
- ▶ 国税庁 「国等に対する寄附金又は災害義援金等に関する確認事務について(事務運営指針)(平成14年2月25日課法2-3ほか)」
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/gien/01.pdf>

申告関係

- ▶ 国税庁 「交通手段や通信手段の遮断又はライフラインの遮断などによる申告・納付等の期限延長について(東北地方太平洋沖地震関係)」平成23年3月14日
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/kigenencho.htm>
- ▶ 国税庁 「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における国税に関する申告期限等を延長する件」平成23年3月15日
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/kokuji/110315/index.htm>
- ▶ 国税庁 「東北地方太平洋沖地震により多大な被害を受けた地域における申告・納付等の期限の延長の措置について」平成23年3月15日
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/index.htm>
- ▶ 国税庁 「納税地を所轄する税務署管轄外に避難されている方へのお知らせ」平成23年3月22日
http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/kankatu_gai/index.htm

つなぎ法案

- ▶ 衆議院 「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案」
http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g17701004.htm
- ▶ 衆議院 「国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案」
http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g17701005.htm

タックスライブラリーのお知らせ

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人ウェブサイトの「タックスライブラリー」では、ニュースレター(原則毎月発行)、専門雑誌掲載記事、出版書籍などをご紹介します。

<http://www.ey.com/JP/ja/Services/Tax/Tax-Library>

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部 Tax.Marketing@jp.ey.com

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の14万1千人の構成員は、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2011 Ernst & Young Shinnihon Tax.
All Rights Reserved.

EY TAX SCORE CC20110325-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はいずれもありません。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。